

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 25 日

一般社団法人全国農業会議所
経営・人材対策部長 殿

農林水産省経営局就農・女性課長

令和 6 年能登半島地震に係る雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修
支援事業の取扱いについて

平素より雇用就農資金等の適正な実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年能登半島地震により被災した農業者等が雇用就農資金、農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農資金等」という。）を活用する際の取扱いについては、農業者等の被害状況、農業経営への影響等を勘案の上、下記の対応が可能となっておりますので、このことについて、貴会議所より都道府県農業会議等に対して十分周知徹底いただくようお願いします。

記

1. 雇用就農資金等全体について

(1) 助成金申請及び研修実績報告期限（農の雇用事業、雇用就農者実践研修支援事業）

令和 5 年 1 2 月～令和 6 年 1 月の研修に係る助成金申請（農の雇用事業）及び研修実績報告（雇用就農者実践研修支援事業）の期限は本年 2 月 2 9 日ですが、当該期限を超過した申請書及び報告書についても、随時受け付けるなど、被災者に対する十分な配慮を行うこととします。

(2) 農畜産物の生産に関連する復旧作業

法人等雇用就農者が、被災により農作業を行えない場合、研修指導者の指導の下で実施する所属経営体の復旧作業については、研修時間に加算できることとします。

(3) 労働時間の算出及び中断期間

雇用就農資金等では、法人等雇用就農者の 1 週間の平均労働時間が 35 時間以上であることを要件としていますが、被災によりこの要件を満たせなくなる場合であっても、これに関わらず、事業を継続できます。なお、農の雇用事業及び雇用就農者実践研修支援事業において、平均労働時間が短い期間についても、実施した研修は支援対象となります。

また、雇用就農資金等の中断期間は 2 ヶ月を上限としていますが、被災により中断する場合は、上限を超えて中断することが可能です。

(4) 助成金申請に必要な書類の紛失等

被災により、助成金申請時に添付が必要となる書類（出勤簿、賃金台帳等）が紛失した場合、就農・女性課に個別に相談をいただき、対応を決定します。

2. 次世代経営者育成タイプについて

被災農業法人等が、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を支援します。

(1) 事業を活用可能な研修生の上限

通常、研修生は、1 派遣元農業法人等につき 1 人とし、研修期間が重複する申請はできませんが、派遣元農業法人等が被災している場合は、研修期間が重複する申請を行うことができます。

(2) 研修生の役員登用

派遣元農業法人等は、研修生を研修終了後 1 年以内に役員等へ登用することとしていますが、被災により期限内の登用が難しい場合は、期限を延長することができます。

3. 被災農業者等の雇用の維持のための支援について

農業法人等が被災農業者を一時的に雇用して研修する場合にも資金を交付します。

通常の雇用就農者独立支援タイプと比較し、

- ① 支援金額:年間最大 120 万円、支援期間:最長 24 ヶ月(通常:60 万円、48 ヶ月)
 - ② 49 歳以下の年齢要件や、過去の農業就業期間等が 5 年以内の要件等を問わない
 - ③ 期間の定めのない雇用契約ではなく、3 ヶ月以上の雇用契約の締結を要件とする
- などの要件としております。

問合せ先
経営局 就農・女性課 雇用 G
野見山、新木、園田
TEL : 0 3 - 6 7 4 4 - 2 1 6 2